

Ⅱ. 個人番号を入力する場合(個人番号カード・個人番号通知カード等を用意)

保護者等の個人番号・課税地情報等を入力し提出することで、県が個人番号を利用して課税情報等を確認することができます。

Ⅲ. 個人番号を利用せず、課税証明書等を提出する場合

Ⅲ-1 スマートフォンのカメラ又はスキャナ等で課税証明書等を画像化し、申請画面にアップロードします。

Ⅲ-2 課税証明書等を書面で申請先に提出します。

その他

- 申請手順の詳細については、オンライン申請システムに掲載の「申請者向け操作マニュアル」又は兵庫県教育委員会事務局財務課 HP に掲載の FAQ 等をご確認ください。
- 書面での申請を希望される場合は、申請先に申し出てください。
- 制度についての不明点を AI が自動回答する「高等学校等就学支援金等に関する自動応答システム」もご活用ください。

オンライン申請システム (<https://shuugakushien-online.pref.hyogo.lg.jp>)



財務課 HP (<https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/zaimu/enjo/>)



就学支援金等に関する自動応答システム (<https://hyogo-shuugaku.cbx.ai/>)



- ◆ オンライン申請システムでは外字等の入力ができないため、ID・パスワード通知書等、発行される通知書は外字を常用漢字等に置き換えていますので、ご了承ください。
- ◆ 審査完了後は、システムから認定結果通知書等が閲覧・印刷等できます。
- ◆ 審査完了のお知らせは、登録されたメールアドレスへメール送信により行います。